私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

**様式第１号**（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

法第９条第４項の規定による報告書（国内の会社）

平成　　年　　月　　日現在

平成　　年　　月　　日

公 正 取 引 委 員 会　殿

名　　称

代表者の役職　氏名　　印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条第４項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第１号第１条の４第２項に掲げる書類を添え，下記のとおり報告します。

記

1　提出会社に関する事項

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 名称（ふりがな）（注１） | | 事務上の連絡先 | 担当部署 | |
| 住所 | 〒 | | 住所 | 〒 |
| | | | 担当者 | |
| | | | 電話番号 | ―　　― |
| 設立年月日 | 年　　月　　日 | | 決算の時期 | 月 |
| 総資産等 | 総資産(A)（注２） | 所有株式のうちの国内の子会社（注３）の株式の帳簿価格(注４)(B) | 子会社の株式の総資産に対する所有比率（注５）(B)／(A)×100 | |
| | 百万円 | 百万円 | % | |
| 現に営む事業の概要（注６） | 事業分野（注７） | 最近１年間の売上額（注８） | 備考（注９） | |
| | | 百万円 | | |
| 報告の状況（注10） | １　前期分提出<br>２　新規提出<br>３　以前に提出　→　前回提出年月　　年　　月 | | | |

(注)１　前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

２　総資産は，昭和28年公正取引委員会規則第１号第１条の２の規定による額を，百万円未満を切り捨てて記載すること。

３　子会社とは，法第９条第５項の規定により子会社として定義されているものをいう。

４　株式の帳簿価格には，合名会社，合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお，百万円未満を切り捨てて記載すること。

５　子会社の株式の総資産に対する所有比率は，小数点以下２桁を四捨五入し，小数点以下１桁までを記載すること。

６　現に営む事業の概要は，提出会社が株式所有以外に事業を営んでいない場合には，記載を要しない。

７　事業分野の分類は，日本標準産業分類の小分類（３桁分類）に準拠するものとする。また，事業分野については，提出会社の属する事業分野のうち，提出会社の最近１年間の売上額が最も多いものを記載すること。ただし，当該事業分野における提出会社の最近１年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近１年間の売上額が6000億円以下である場合には，記載を要しない。

８　最近１年間の売上額は，記載する事業分野における売上額を，百万円未満を切り捨てて記載すること。

９　備考欄には，記載する事業分野において，提出会社の全国における市場占拠率（シェア）が10％以上である場合又は10％以上であると推定される場合にレ印を付すること。当該推定に当たっては，政府が作成した統計の最近に公表された情報を用いることができる。

10　該当する番号を○で囲み，３に該当する場合には前回の提出年月を記載すること。

2　国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については，該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には，当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

⑴　子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が50％超である国内の会社）に関する事項（注１）

| 番号 | 子会社名（注２） | 総資産（注３） | 事業分野（注４） | 最近１年間の売上額（注５） | 備考（注６） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万円 | | 百万円 | |

(注)１　連結子会社（連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第４号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）以外の子会社であり，かつ，持分法適用会社（同条第８号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第６号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第７号に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）以外の子会社については，記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社である子会社のみを記載した場合は，その旨を「４　その他参考となるべき事項」に記載すること。また，総資産が3000億円以下であり，かつ，次のいずれかに該当する子会社についても記載を省略することができる。

①　当該子会社の最近１年間の売上額が最も多い事業分野において，当該売上額が600億円未満である子会社

②　当該子会社が属する事業分野において，事業分野全体の最近１年間の売上額が6000億円以下である子会社